

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## 令和 7 年施行改正育児・介護休業法について Part2

今月のニュースレターでは、[先月号](#)に引き続き改正育児・介護休業法の改正内容をご案内いたします。

### ■ 改正育児・介護休業法の改正内容は？

- 育児のためのテレワークの導入が努力義務化されます。

**3 歳に満たない子**を養育する労働者が**テレワーク**を選択できるように措置を講ずることが、事業主に**努力義務化**されます。

施行日: 令和 7 年 4 月 1 日

- 子の看護休暇が以下のように見直されます。

施行日: 令和 7 年 4 月 1 日

### 変更前

- 名称  
『子の看護休暇』
- 対象となる子の範囲  
小学校就学の始期に達するまで
- 取得事由
  - 病気・怪我
  - 予防接種・健康診断
- 労使協定の締結により除外できる労働者
  - ① 引き続き雇用された期間が 6 か月未満
  - ② 週の所定労働日数が 2 日以下

### 変更後

- 名称  
『子の看護等休暇』
- 対象となる子の範囲  
小学校 3 年生修了までに延長
- 取得事由  
以下の場合を追加
  - 感染症に伴う学級閉鎖等
  - 入園（入学）式、卒園式※運動会は含まれません。
- 労使協定の締結により除外できる労働者  
①を撤廃し、②のみに

育児・介護休業規程に関してご相談等がございましたら、[こちら](#)のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

### ◆ 11 月の労務スケジュール

- ～11/30 10月分社会保険料納付
- ～11/10 10月分源泉徴収税額住民税額の納付



Legal Networks  
CORPORATION

<https://www.kintaiikanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田  
編集責任者：勝山